

屋久島世界遺産地域科学委員会設置要綱

(目的)

第1条 世界遺産に登録された屋久島の自然環境を保全するにあたって講じられる科学的なデータに基づいた順応的管理に必要な助言を、屋久島世界遺産地域連絡会議が得るため、学識経験者等による委員会を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、必要な検討を行う。

- (1) 屋久島の世界自然遺産地域としての価値の保全に関する事項
- (2) 屋久島の自然環境の保全、管理及び持続可能な利用に関する事項
- (3) 保全、管理及び持続可能な利用のための調査研究・モニタリングに関する事項
- (4) その他目的達成のために必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる委員、管理機関等をもって構成する。

(1) 委員

第5条第2項に定める事務局長から委嘱された学識経験者

(2) 事務局

第5条第1項に定める行政機関

(運営)

第4条 委員会は、委員長が招集し、議事進行を行う。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、必要に応じて委員長の職務を代理する。
- 3 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 4 委員長は、必要に応じて、委員以外の学識経験者等に対し、委員会への出席を求めることができる。
- 5 委員会は、重要な事項について検討を深めるため、委員会のもとに部会またはワーキンググループを設置することができる。
- 6 委員会は、原則として、議事については議事録を公開するものとする。なお、資料についても原則として公開とするが、希少種の生育位置情報を含むなど、公開することが不適切なものについては委員長判断で非公開にできる。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、環境省九州地方環境事務所、林野庁九州森林管理局、鹿児島県、鹿児島県教育委員会及び屋久島町によって構成する。

- 2 対外的な連絡窓口及び委員の委嘱に係る事務を行う代表機関は、環境省九州地方環境事務所及び林野庁九州森林管理局が交互に務め、当該事務局の代表機関の長が事務局長を務める。

(その他)

第6条 委員会は、世界遺産地域の適正な管理に資するため、屋久島山岳部保全利用協議会等との連携・協力を図る。

- 2 上記に定めのない事項で、委員会の運営に必要なものについては、別に定める。

(附則) この要綱は、平成21年6月28日から施行する。

(附則) この要綱は、平成26年7月16日から施行する。

(附則) この要綱は、平成29年8月2日から施行する。

屋久島世界自然遺産地域科学委員会委員の委嘱手続等に関する要領

（趣旨）

第 1 条 この要領は、屋久島世界自然遺産地域科学委員会（以下、「科学委員会」という。）設置要綱第 6 条の規定に基づき、科学委員会委員の委嘱手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

（委嘱手続）

第 2 条 委員への委嘱は、事務局長が書面をもって行う。

（任期）

第 3 条 委員の任期は、委嘱を受けた年度の翌々の年度末 3 月 31 日までとする。ただし、年度途中における委嘱及び再任をさまたげない。

（附則） この要領は、平成 26 年 7 月 16 日から施行する。

（附則） この要領は、令和 5 年 7 月 14 日から施行する。